

かたり通信

題字 by Saijo

SINCE MAY 2012

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻柄谷町14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

ゆうちょ払込票 00760-6-108539

普通預金 記号 13340 番号 06371031

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)

老朽美浜3号機 運転禁止仮処分申立書を読む

福井地裁での仮処分

第21回学習会(2023年3月4日)より

講師 当会事務局次長 南康人さん

■1月13日に申立て

今年の1月13日に福井地方裁判所に申立てを行いました。第1回の審尋(仮処分申立における裁判所での審理)が、4月19日(水)の午後3時から行われるという連絡が入っています。

さて、「申立書」についてですが、これは10章からなっていて、第1章及び第2章は「序文」に当たる内容と債権者・債務者(通常の裁判での原告・被告)が誰かということが書いてあります。申立人は現在10人です。全員が福井県の住民です。福井県を大きく二つに分けますと、嶺南地方の方が5人、県庁所在地である福井市のある嶺北地方が5人となっています。美浜3号機からの距離は、近い人が11km、遠い人が56kmとなっています。債務者、すなわち訴えられた側は関西電力となっています。

■前置き(第3章から第5章)

この仮処分は2点に絞ってしまっていて、ひとつは地震、

もう一つは避難計画の問題で、ここで人格権が侵害されるということを主張しています。その主たる主張の前置きのような形で3章から5章が置かれています。第3章では、老朽原発の危険性全般に関することが述べられています。老朽化に関わる論点をこの章で網羅的に主張しています。第4章では深層防護についての考え方を整理しており、第4章の5ではこれまでの裁判例を紹介しています。

第3章は美浜3号機が、出力82.6万kWであること、加圧水型で1976年12月1日に運転を開始したことと共に、中性子照射脆化、金属疲労、腐食などの老朽化に伴う問題点、また2004年8月9日の美浜3号機の二次冷却水配管の破裂による死傷事故の解説を行っています。この事故では配管内に140℃くらいの水が9気圧の圧力で流れているものが噴き出したことで、作業員5名が死亡、6名が重軽症という事故が起きています。これらのことを踏まえての原子力技術の特異性として2つことが挙げられます。同一設計の機械がない

ということです。これが自動車とか飛行機でしたら、同一設計で作られた同一の機体というものが作られて、実験を重ねられ、そのデータが蓄積されていって劣化等の予測が可能になるわけですが、そういうデータの統計的蓄積が原発というのは本質的にできないものであるということです。1 基をひとつの設計で作って終わりなので、劣化予測が困難であるという特異性があるということです。もうひとつの特異性は、放射線の問題があるので開放点検ができないということ。目視も含めて機器を開けて調べることができない。非破壊検査である超音波探傷試験(UT)に頼らざるを得ないわけですが、このUTの信頼性は低い。UTで傷が発見されて、実際に切り出してみると形状が全く異なるとか、またUTで大きな傷があるようだということで開けてみたら小さな傷であるというようなことが、UTの信頼性は低いということを論じています。元々このような信頼性が低いのに、東京電力では「ひび割れ隠し」事件というのが起きていて、2002年8月に発覚したのですが、東京電力が10年以上にわたりUTの結果を29件も偽装して報告していたことが分かった。これはジェネラル・エレクトリック社の子会社のエンジニアの告発で分かったことで、東京電力や日本企業側からはそういう情報は出ていなかったということです。またそのような電力業界の企業体質の中で、美浜3号機ではスケジュール優先の「安全審査」が行われています。2016年11月30日が40年を超える運転延長認可の期限だったわけですが、設置変更許可の申請が出ているのが2015年3月17日ということで1年8ヵ月しか余裕がない状態で始まっているながら2016年9月時点であと2ヶ月で期限がくるという時点でも関電は規制庁が要求する資料を提供できず、それまでは実質的な審査はできなかつた。規制庁の議事録を読んでみても、2015年9月の時点で、規制庁の担当官が関電に対してスケジュールの遅れを強く懸念するという場面が出てくる。期限から逆算したスケジュールでは、基準地震動については2015年8月に決めないと間に合わないという発言もあり、地震動の専門家である石渡委員も8月までに決めないとだめですね、と発言しているという状況なので、安全審査をして認可を出し

たというよりも、期限までにどういうふうに関に合わせるかということで規制委員会の審査が進められたということです。そのようなことから、申立書では「本件原発の審査においてはスケジュールが優先され、安全性が犠牲にされたことは明白」と主張しています。申立書を読んでいただければ、生々しい状況が分かるかと思います。

■原発の特殊性と人格権侵害の具体的危険

第4章では、まず原発の事故の特殊性について述べています。一旦事故が起こればコントロールができない、被害も非常に大きなものとなるなど特殊な危険性があることを述べています。そのような特殊性ゆえに、原発には深層防護という考え方が必要とされているわけです。

深層防護というのは、これらの5つのレベルが独立して、前段を前提とせず、後段に期待しないで機能することになっているわけです。要するに親亀の上に子亀が載っているという構造ではないということです。どこかがこけたら、全部がこけるというふうにはならないはずなのです。

一つ目のレベルというのは、①健全かつ保守的な立地、設計、建設、保守、運転ということです。2番目のレベルで設けられているのは、②異常が発生したときの拡大防止です。3番目はそれが止まらない場合に、③異常拡大が過酷になることを防止するという。メルトダウンの防止などです。4番目は、④過酷事故における敷地外汚染の回避です。これは放射性物質が漏れだした場合でも敷地外には拡大させない手段を講じるということです。5番目は、⑤緊急時対応施設の整備と避難計画で、敷地外にも汚染が拡大しているが、実効性のある避難計画が存在し、住民が避難できるということです。原発の事故の特殊性から考えたら、この5つのレベルの対策が必要となる。したがってこの5つのレベルのいずれかが欠けている場合には、人格権侵害の具体的危険が存在するということになるわけです。それとそれぞれのレベルが独立して有効に機能しないとなれば、それも人格権侵害の具体的危険が存在するということになる、と主張しています。

■40年ルールについて

そして第5章では、40年を超える老朽原発の運転は例外であるべきだという主張がなされています。そして40年ルールができる経緯がざっと述べられています。具体的には1991年の美浜2号機の「蒸気発生器伝熱管損傷事故」、そして2004年の美浜3号機の「二次系配管破損(死傷者11名)のいずれも関西電力の重大事故を経て、高経年化技術評価制度というのができて、10年ごとに事業者が自主的に古い技術を再評価して点検することになった。そして2011年の福島第一原発事故を経て、原子力基本法及び原子炉等規制法の改正があり、一応40年を超える原発の運転は原則禁止という「40年ルール」ができたわけです。どういう考え方でこの「40年ルール」が設けられたかという、当時の田中俊一委員長は「40年というのは、ひとつの技術の寿命としては、結構、そこそこの長さだとお答えしました。当初、それを開発して作った人たちもほぼ卒業するような…」と述べており、当時の更田委員は「材料の劣化であるとか、機器の劣化というよりも、そもそも型が古いというか、そのことが今の基準に照らしてどうかという判断」と述べており、個別の機器の老朽化という観点からも、また全体のシステムという観点からも、40年をひとつの目安として原発が造られているという合理的な理由によるものであり、これを超える原発の稼働は極めて限定的な場面に限られるということで「40年ルール」がつくられていると主張しています。

■地震による原発事故発生の危険性

5章までは争点に入る前までの主張とということですが、6章から争点に入っていきます。これは地震についてですが、私どもが福井地裁に提訴した大飯3,4号機の差止訴訟で、樋口英明裁判長が書いた判決に基づく主張です。ですから専門的・科学的な議論がなくても、原発事故による人格権侵害の具体的な危険というのは立証できるという内容になっています。内容をみると、「債権者は本件原発に基準地震動(993ガル)を超える地震動が到来する具体的な危険性を疎明しようとしているのではない。」と書かれています。つまり美浜3号機の

敷地に基準地震動を超える地震が来るから危ないんだとは言っていない。そうではなくて、「本件の争点は規制基準とその適用の合理性である」と主張しています。つまりその点について争っているということです。規制基準が合理的かどうかということ、つまり基準地震動が合理的かどうかということは、誰が立証すべきなのかという話になったときに、それは被告電力会社でしょうと主張しています。その判決の例として、2021年3月18日の水戸地裁の東海第2原発運転差止め訴訟事件を挙げています。水戸地裁判決は「深層防護の第1から第4の防護レベルに相当する事項については…被告(電力会社)において…原子力規制委員会の適合性判断に看過しがたい過誤、欠落がないことについて…主張、立証する訴訟上の義務があり、被告がこの主張、立証を尽くさない場合には…人格権侵害の具体的な危険の存在が事実上推定されるものと解するのが相当である。」と述べています。これは国側に立証責任があるとした伊方最高裁判決の判断枠組みを民事訴訟にも適用したものです。これと同様のことを今回の仮処分でも主張しています。

■基準地震動以下でも危険

それと第6章では、本件原発が老朽原発であることから、基準地震動以下でも危険であると論じています。美浜3号機は1976年12月1日に基準地震動400ガルで運転開始し、2006年には750ガルへ、福島原発事故後は993ガルに上積みされ、40年超の設備で当初設計の2倍以上の揺れに耐えるということになっているわけです。それから主給水ポンプの損壊に際して深層防護が老朽化によって機能しないのではと危惧されます。どこかで器具が不調であったり、他の故障も同時に起こった場合に、いくつかのレベルでの独立して防護できなくなる可能性はないのか、ということをご問題にしています。それとの関係で、①主給水ポンプ損壊後、冷却に失敗したら炉心損傷開始は何時間後か、②深夜の事故対策に充てることのできる人数(宿直職員のうち、事故対応に当たることのできる職員数)、の2点を求釈明しています。主給水ポンプというのは、基準地震

島沖～和布～干飯崎沖～甲楽城断層ではマグニチュード8の巨大地震が想定されているにもかかわらず、地震動想定は279ガルとなっています。マグニチュード8といえば内陸で起きれば壊滅的な被害が起きるであろう巨大地震ですが、それにもかかわらず想定地震動が279ガルというのは低すぎる。震度とガルの対比というのは厳密なものではないですが、279ガルは概ね震度5強くらいではないかと思われまふ。その程度の地震しか想定していない。2022年の1年間だけで300ガルを超えた地震は全国で6回発生しています。マグニチュード8の巨大地震が美浜の沖合の断層で起こると考えているのに、279ガルというのはあまりにも低いのではないかということで、24波のうちいずれかの地震動の想定が合理性がないということになれば、基準地震動全体も合理性を失うでしょうということが2つ目の主張です。ここで2つ目の求釈明ということで、原子力規制委員会において、993ガル、279ガルという地震動想定についての審議の有無を明らかにし、審議した場合においてはその議事録を明らかにされたい、としています。時間の制約があり審議していない可能性もあり、していればその議事録を出してくださいということです。裁判所がそのように債務者である関西電力に求めるかどうかは分かりませんが。

■一般住宅との耐震性比較

それから一般建築の耐震性と原発の耐震性との比較については、これについては債務者関西電力は、「住宅と原発では耐震性の対象が異なるから比較は相当ではない」と主張するだろうとあらかじめ反論を先取りして述べています。住宅というのは壊れなければよいわけですが、原発は止めたことで機能を失っては困るわけで、運転再開ができるという機能が保存されていなければいけないわけですから、関電からするとレベルが違う耐震性が要求されているので、数値だけを引用して比べられても困る、という主張になるわけです。それに対する債権者の主張としては、耐震性の目的は人の命と生活を守ることができるのかということなので、その本質から考えれば、住宅に求められる耐震性と原発に求められ

る耐震性は異なる。住宅は内部で物が倒れたり壊れたりしても倒壊しなければ人の命は守ることができる。原発においては、安全に止める、冷やす、閉じ込めるという3つが完全にできない限りは、住民の生命も生活も奪ってしまうわけですから、これは「相当でない」ではなくて、まさにそこを比較しなければだめなんじゃないか、ということ。つまり何のために比較するのかという本質が債権者と債務者では違っているので対立するということです。我々からすると建築基準法施行令では「震度6強から7に達する程度では倒壊しない」という規定があって、それで人の命を守るとなっているのだから、原発もそうでなければならぬおかしいでしょう、ということになります。震度とガルの対応は厳密なものではないですが、震度7の下限はおおよそ1300～1700ガルと推定される。美浜3号機の基準地震動の993ガルは震度7には到達しない。したがって993ガルは一般建築物の耐震性に照らして低水準であるということになります。

■ピンポイントでの予測は可能か？

基準地震動が低水準であったとしても、地震予知、つまり強震動予測によってピンポイントでその敷地にはそんなに大きな地震は来ないでしょうということが予測できるのであれば、それは合理的であるということも言えるかもしれない。しかし実際に予知はできないと言っている学者が大部分でしょう。それから気象学との対比で、過去のデータに基づいて相当詳細に予測が可能になっている気象学であっても、ある地域の降雨量上限予報には困難が伴うということも主張しています。気象学でさえ困難なのに、地震学でできるはずがないということです。それから基準地震動が実際に機能してきたのかということですが、2005年8月16日の宮城県沖地震から2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震までの6年間に、4つの原発を5回の基準地震動を超える地震が襲っています。つまり福島事故前は基準地震動の設定はほとんど機能していなかったと言えるのではないのでしょうか。したがって低水準の基準地震動であっても、強震動予測により当該敷地における最強の地震動

を予知できるという規制基準の枠組み自体が不合理であるとの強い疑いがあるというふうに主張しています。

■バラツキ考慮なしでよいのか？

基準地震動の設定の問題の他に、これは他の裁判でも出てきているのでご存知だと思いますが、バラツキ条項の問題があります。つまり平均値で基準地震動を求めていますから、実測値は基準地震動より低いものも高いものもある、つまりバラツキがある。それを考慮しないと、最大の地震というものを考えた時にその発生に備えるという意味では、非常に不合理ではないかという話になるわけです。この仮処分では、基準地震動を求める上で有名な松田式と入倉・三宅式というのがありますが、松田式はそもそもバラツキ以前の問題として数理的な根拠のない式ではないかと言われていました。松田式は断層の長さやマグニチュードの関係についての式で、断層が長くなれば、起きる地震のマグニチュードも大きくなる。統計学の基礎を勉強するとき最初にでてくる最小二乗法とかで導いたと私は勝手に思っていたのですが、松田式はそのような根拠はなく、断層が長くなるに伴いマグニチュードが大きくなるという右肩上がりの式の傾きをどうやって求めたかというのが不明のようなのです。ばらつき以前の問題として根拠がないという話になります。入倉・三宅式は、データから統計的に平均を導いていますので、ばらつきの考慮が問題となってくる。ということで松田式についてはよく分からないのですが、一応バラツキの問題に含めて論じられています。それで基準地震動ガイドの中ではこのバラツキを考慮すべきということが書いてあったわけですね。ガイドには「…経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する」(第1文)の後に、「その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するバラツキも考慮されている必要がある」(第2文)となっていて、これが2020年12月4日の大阪地裁での行政訴訟で、この第2文を適用していないということで不合理であるとの判決が出たのですが、そのためにこの第2文は削除されてしまったわけです。ですが経験式が平

均値をほぼ正確に示すものであっても、基準地震動策定においてバラツキを考慮することなくこれらの経験式を用いることには合理性はないとした先の行政訴訟での判断は、本件原発においても全く同様であると主張しています。ここでいうバラツキの問題というのは、実際に起こる地震の大きさというのは平均値で算出した数値より大きかったり小さかったりするもので、それを考慮して大きい方を採用するというのがバラツキの考慮ですが、そもそもそれを策定するときに断層の長さとか幅がよく分からないとかいうのは不確かさの問題ということになりますね。震源断層の長さや震源断層面積が不確かであった場合に、大き目にとって余裕をみることとさらにそれを基に計算して出てきた値に対してバラツキを考えて平均値に上乘せをすることは二重に上乘せしているのじゃないか、そのような二重の上乗せは不合理ではないかというのが大阪行政訴訟などでの参加人・関西電力の主張で、国は「不確かさ」と「ばらつき」の両方を考慮する必要はないという立場です。ですが私たち債権者の主張というのは、たしかにこのくらいの地震が起こる確率が高いというような平均値を求めるのであれば、関西電力の主張するのとおりでしょう。しかしここで議論しているのは、事故発生の危険性の有無ですから平均値を求めるだけでは足りない。不確かさの考慮もバラツキの考慮も両方するというのは全く不合理ではないという主張になります。実際には、規制委は大阪地裁判決後にバラツキ条項を削除しているので、今回の仮処分では、バラツキ条項が削除された基準地震動ガイドは過小算定によって人格権侵害の危険を招くものとなり、規制基準としての合理性を失ったと主張しています。

■敷地近傍の震源問題

もうひとつの論点として、基準地震動を求める場合に、震源が敷地に極めて近い場合には、特に詳細に評価することとなっています。設置許可基準規則解釈には「震源が敷地に極めて近い場合…各種の不確かさが地震動評価に与える影響をより詳細に評価し…最新の科学的・技術的知見を踏まえた上で、さらに十分な余裕を考慮して基準地震動を策定すること」となっています。

美浜3号機ではこれがなされていません。したがってこれも違反ではないのかと主張しています。震源が敷地に極めて近くて原発サイトが断層の中に入り込んだような状況は、今の地震学ではよく分かっていない領域なのだという。だから上記のような慎重な考慮が求められるわけですが、美浜3号機ではそのようなことはしていない。

以上が地震に関する論点です。基本的に「樋口理論」に基づいた主張なので、私たちが提起した大飯3、4号機差止め訴訟で行われたような松田式や入倉・三宅式が正しいのかどうかというような議論はほぼありません。導かれた結果である基準地震動が一般的に考えて合理性があるのかないのかということを中心として争点としています。

■避難計画に実効性がないこと

地震と並ぶもうひとつの論点が避難計画です。これは先に述べた深層防護の第5のレベルの避難計画が策定されていないとか、策定されていても机上の空論ということになると、それ自体で人格権侵害の具体的な危険性ということになるのではないかと、ということです。

避難計画について美浜町・若狭町ではどうなっているかということ、巨大地震の際には屋内避難となっているわけですが、そもそも巨大地震の場合は家が壊れるわけですから、前提に無理がある。それに木造家屋の場合、放射線防護の機能はわずか10%程度しか低減しないということです。美浜町からの避難については小学校区毎の避難ルートが設定されているわけですが、舞鶴若狭自動車道という高速道を使うこととなります。ただ福井の地元の方は感覚的にお分かりだと思うのですが、舞鶴若狭自動車道は大地震の際に使えるのか。震度5弱に通行止めになり、普段でも1台でも道路上で事故があったり故障車が出たりすると使えなくなる。そこへ避難のために多くの住民が殺到した場合に避難路として機能するはずがない。もうひとつの国道27号線も土砂崩れや崖崩れが起こりやすい道路です。巨大地震の際には寸断されて通行不能になる。こういったところを避難路として使うという計画は現実性がないのではないかと。

若狭町からの避難については、道路の問題は美浜町と同様ですね。それと避難先がはっきりしていない。国

の計画では兵庫県となっていますが、福井県の計画では兵庫県と越前町となっていてどっちなのかよく分からない。つまりそこまで詰められていないようです。それから避難計画は滋賀県の高島市もその範囲に入ってくるわけですが、避難先である大阪市、豊中市、吹田市等との協議が行われていないし、避難先の確保も実際にはしていない。このようなことからしても、実効性のある避難計画になっていないということです。

■安定ヨウ素剤の使用

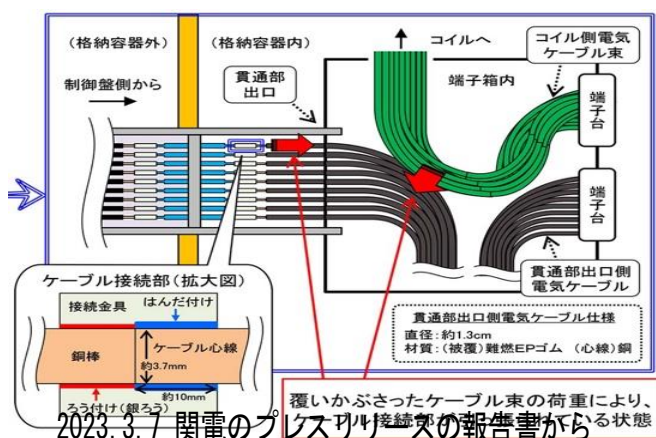
避難計画自体が機能しないであろうということと、さらに放射線防護ということで安定ヨウ素剤の配布・服用ということが考えられるわけですが、これが適時にできる体制にはなっていない。計画では現地の実測値、すなわち事故が起きてから放射線量を測定して、それに基づいて防護措置を判断することになっていますから、混乱を来している現場で実測値を基にヨウ素剤の服用を指示することはできないのではないかと。予測値で直ちに服用するという体制にはなっていないということです。

■新型コロナウイルス流行下での避難

それから新しい論点としては、新型コロナウイルスによる疾患の流行下での避難ということになる。インフルエンザも同様ですが、避難手段の大部分(車、バス、自衛隊車両)は三密空間であり、避難所では放射性物質への防護ということで原則換気を行わない。ですから避難所に行って放射線への防護措置を採ったとしても、新型コロナウイルスによる大規模な集団感染が発生する可能性が高くなるわけですが、福井県の避難所運営の手引きでは新型コロナウイルス対策には一人当たり4㎡以上のスペースを取りなさいということになっています。これは実際の避難所では実現不可能であって、実際に確保できるのはこれの半分弱くらいのスペースなわけですが、ですから新型コロナウイルスの感染状況がどうなっていくか分かりませんが、その中で仮に放射線からの防護ができたとしても、コロナに罹患したり死亡してしまうというそういう避難になりかねないということです。ということで、実効性のある避難計画がないという一事をもって

障警報が出れば早急に「停止」するとかしないとシステムに大きなダメージを与える。少なくとも29日2回目で手動停止(時間をかけて停止し、膨大な熱を緩和する)をなぜしなかったのか。

制御棒駆動制御回路の詳細点検報告が3月7日、プレスリリースされている。それを見て驚いた。制御室から格納容器に入るケーブル機密端子が1960年代の古い設計・技術そのままである。ケーブル心線と端子が「はんだ付け」である。「覆いかぶさったケーブル束の荷重により、ケーブル接続部が引っ張られて・・・接触不良」と推測原因としている。



はんだ付けは経年劣化し、接触不良を起こす。30年も40年も保つわけがない。そっと触っただけで外れる。関電の説明では「建設当時から制御ケーブルに他のケーブル束の荷重が掛かっていたので、荷重となったケーブル余長を直した」と。はんだ付けが新しいと他のケーブルが接触していても外れない。これは老朽劣化の典型である。1980年代でも機密端子の工法はこんな「はんだ付け」方法を採用しない。

はんだ付け工法が悪いわけではない。20年30年経ったら「はんだ付け」をもう一度やり直せば良い。

たまたま故障したから判っただけである。今、60年超の運転をどうするか、国会審議が始まっているが1960年代の古い設計・技術のものをどうするか、停止期間中も劣化は進む。規制委員会は「厳しい検査をし、基準に合格したものを運転さす」と言う。

高浜4は1や2、美浜3より10～8年新しい。40年経っていない。今回の古い設計・技術による電気ケー

ブル回路を最近の工法に替える必要がある。40年50年前の機器や部品がこれからも正常に動作するとも思えない。これらもすべて替えない限り、今運転している美浜3号、この夏から運転しようとしている高浜1号、2号の老朽原発は不安がいっぱいだ。

3月22日の規制委で山中委員長は「経年劣化事象でない」「施工不良」として扱い、運転再開を認め、関電は翌24日起動した。

福井・石川県&核燃サイクルの訴訟

(係争中の訴訟：2023年3月27日現在)

*状況により情報が変更される可能性があります。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：大阪地裁→大阪高裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国、2017年12月より関西電力が加わる。
- ◇ 提訴日：2012年6月12日、2020年12月4日一審勝訴！現在控訴審が進行中。
- ◇ 主な争点：基準地震動に関連して審査ガイドの「ばらつきの考慮」が焦点となっている。
- ◇ 経過：国は2020年12月17日に控訴。翌2021年6月8日の控訴審第1回口頭弁論後の進行協議及びその後の10月8日の進行協議期日において、①基準地震動策定についての規制委の判断の合理性、②敷地内活断層(破碎帯)、③放射性物質拡散の抑制、の3テーマについての説明を「弁論準備手続期日」(プレゼン)の形で行うことに。2023年2月21日の第7回進行協議で一番原告弁護団は、破碎帯・火山灰の求釈明を行い、地震動(バラツキ問題含む)についての準備書面(4)を説明。国は一般的に耐震安全性は確認されていると結論付けた第4準備書面を提出。裁判所はこれに対して「国の第7準備書面は抽象的」と指摘。また国の第8準備書面(重大事故対策)について裁判所は、溶融した核燃料が水を張ったキャビティに落下した場合、外部に漏れださないようにするために、どのように冷却を続けるのかと問いました。国は即

座に説明できず、次回に書面で回答することになった。次回以降について国は、基準津波と制御棒問題の書面を出し、地盤の三次元探査についての説明と断層の補足説明を行う予定。一審原告弁護団は、非公開の進行協議が続いているので、法廷での口頭弁論を要望。その結果、5月22日に口頭弁論が開かれることになった。また進行協議は、8月22日、11月20日を予定。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所:京都地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2012年11月29日
- ◇ 主な争点:事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。
- ◇ 経過:2023年3月2日の第36回口頭弁論では、意見陳述として舞鶴市に在住の添田光子さんが、原発事故が起こったときの避難の困難性、ヨウ素剤配布の問題などを具体的に主張。原告弁護団からは、過酷事故発生時の公務員の被ばく労働の問題を扱った第99準備書面を提出、要旨を陳述(第1自治体職員の前被ばくを前提にした住民避難計画は法令上実施不可能であること、第2避難計画実施以後のメンタル疾患の恐れ、第3被告らの責任放棄の結果であること)。次回第37回口頭弁論は6月1日を予定。

■ 大飯原発3、4号機、高浜原発1~4号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所:大津地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2013年12月24日
- ◇ 主な争点:福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。
- ◇ 経過:争点は地震、火山、そして避難計画の3つに

絞られ、審理は終盤を迎えている。2023年3月9日の第36回口頭弁論期日では、原告側証人として「原子力資料情報室」の共同代表の西尾漢氏が出廷。核燃料サイクルや、高レベル放射性廃棄物の処分場選定など原子力政策を巡る問題点を証言した。西尾氏は核燃料サイクルを巡り、「もんじゅ」の事故後、高速増殖炉に代わって進められているプルサーマルではプルトニウムの再処理は現実的でないこと、MOX燃料の価格が高騰していることなどを指摘し、技術的にも経済的にも成立しないと述べた。また、使用済み核燃料がたまり続ける中、高浜原発では2027年には貯蔵能力の限界を超え、中間貯蔵施設を福井県外に造る計画も延期し続けていると指摘。高レベル放射性廃棄物については、過去に国土が狭く地震が多発することから海洋処分を構想していたものの、国際条約で禁止され、地層への埋設方針に転じた経緯を説明。処分場の調査に20年、建設までは50年かかり、この間に使用済み核燃料がたまり続けるとし、原子力政策全般について「その時に問題になったことだけ解決しようとして全体を見ていない」と批判。また、現時点の見込みでは、4月に裁判長が交代するため、6月の裁判期日では原告被告双方がこれまでの主張を整理して新しい裁判官に説明する更新弁論となる予定。さらに最後の証人である赤松純平氏は2期日が想定されるため、証人尋問は2024年3月までとなり、その後スムーズにいけば2024年度中には判決が出されるという見通しとなっている。次回口頭弁論期日は、6月15日、9月14日を予定。

■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所:名古屋地裁
- ◇ 裁判の種類:行政訴訟
- ◇ 被告:国
- ◇ 提訴日:2016年4月14日
- ◇ 主な争点:新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非、とりわけ原子炉圧力容器の中性子照射脆化などが争点。

◇ 経過:高浜 1、2 号機と美浜 3 号機について、別件として審理が進められている。2022 年 7 月 8 日の口頭弁論期日(高浜 1・2 号第 23 回、美浜 3 号第 21 回)では、住民側は原子炉压力容器の中性子照射脆化に関わる PTS(加圧熱衝撃)評価問題について陳述。ここで審査を行う国も当事者である関電も、原子炉压力容器の中性子照射脆化で問題となる PTS 評価に用いる熱伝達率を把握していなかったことが判明!

2023 年 3 月 13 日の(高浜 1・2 号第 26 回、美浜 3 号第 24 回)では、老朽化に関連して電気ケーブル問題について陳述。今後は、6 月 9 日、9 月 20 日に口頭弁論期日が予定されている。

■ 美浜原発 3 号機

- ◇ 係属裁判所:大阪地裁→大阪高裁
- ◇ 裁判の種類:仮処分
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日: 2021 年 6 月 21 日
- ◇ 主な争点:基準地震動、敷地内破砕帯、避難計画。
- ◇ 経過:美浜 3 号機が再稼働されようとする 2 日前の 2021 年 6 月 21 日に、福井・大阪・京都の住民 9 人が申立て。同年 10 月 4 日に第 1 回審尋が行われ、2022 年 7 月 4 日に第 5 回審尋が行われて審理は終結。同年 12 月 20 日に裁判所は国の審査に不合理な点はないとして差止め却下の決定を出す。住民側は翌 2023 年 1 月 4 日にこの決定を不服として大阪高裁に即時抗告した。第 1 回の審尋は 2023 年 3 月 6 日、第 2 回審尋は 3 月 14 日(それぞれ非公開)。いずれも審議方法について協議。準備書面 1 及び 2 で抗告理由の補充。準備書面 1 は「震源極近傍敷地問題と繰り返し地震に対する考慮」、準備書面 2 は「2023 年 1 月の高浜 4 の自動停止トラブル」について。

■ 美浜原発 3 号機

- ◇ 係属裁判所:福井地裁
- ◇ 裁判の種類:仮処分
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日: 2023 年 1 月 13 日

◇ 主な争点:基準地震動、サイト近傍の活断層、避難の困難性の 3 点。

◇ 経過: 運転開始から 40 年を超えて国内で唯一稼働している美浜 3 号機について、争点を絞って立地地元から早期の差止めの決定を求める。主たる争点は基準地震動と避難計画。第 1 回の審尋は 4 月 19 日の予定。

■ 志賀原発 1 及び 2 号機

- ◇ 係属裁判所:金沢地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力
- ◇ 提訴日: 2012 年 6 月 26 日
- ◇ 主な争点:2016 年 4 月 27 日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。ところが 2023 年 3 月 3 日、原子力規制委員会は、審査会合において「活断層ではない」とする北陸電力の主張を妥当だと判断(本誌 13 頁&14 頁新聞記事参照)。
- ◇ 経過: 2023 年 2 月 9 日の第 39 回の口頭弁論では、元理科教員の浅村起嘉さんが意見陳述。浅村さんは教員時代から、小松市議会議員をしていた時代、そしていしかわ教育総研事務局長をしている現在までの出来事と原子力や原発、地震との関わりを語った。昨年実施した珠洲市での環境部会フィールドワークを振り返って、「飯田港から能登半島を眺めると海岸段丘が大きく広がり、過去の大きな地殻変動によってこの地形が形成されたことがわかる。志賀原発もこの段丘面上に立地し、地下の断層も大きく見ればその一部」だと述べ、「自然は人間の想像力をはるかに超え、自然災害は想定できなかったところに起こり、人間の都合に合わせてくれない」と指摘して、岸田政権による原発政策の大転換を厳しく批判。被告北陸電力は上申書を提出。昨年(2022 年)10 月 13~14 日の現地調査を踏まえた原子力規制委員会の審査会合(11 月 11 日および 12 月 23 日)について報告。「敷地内断層の活動

性評価について結論が出るまで、そんなに時間はかからないのではないかと史料する」と述べ、これを受けて裁判長は「規制委員会の審査が進行しており、裁判所の審理方針を変更する必要はない」と表明。次回の口頭弁論期日は2023年6月1日。原子力規制委員会の判断を受けて、裁判所がどのように対応するかに注目！！

■ 志賀原発1及び2号機

◇ 係属裁判所：富山地裁

◇ 裁判の種類：民事訴訟

◇ 被告：北陸電力の代表取締役5名

◇ 提訴日：2019年6月18日

◇ 主な争点：本件原発の再稼働・再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働・再稼働を前提とした行為の差止を請求する。
*会社法360条1項➡6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

◇ 経過：提訴から4年近くを経過した現在、「回復することができない損害」についての裁判所見解をめぐって熱いバトルが続く。2023年1月11日の第12回口頭弁論では、原告弁護団が提出した「第26準備書面」について、水谷弁護士が要約陳述。この書面は第23準備書面『「回復することができない損害」の意義」を補充する内容で、株主による差止請求権を行使するための要件である「回復することができない損害を生じるおそれ」とは、会社の全資産(北陸電力の場合約1.5兆円)をもってしても償えないような重大事故が発生した場合に限られるとする「裁判所見解」について、多くの学説や立法趣旨からしても、入口で要件を狭めてしまうのはおかしいのではないかと主張したも

のである。これに対して、その場で裁判長が「回答」した。裁判所によると、株式会社に回復しがたい損害が生じるかどうかはその会社の規模や業績によって判断される。大規模なインフラ整備を行なう会社などは取締役などの資力を基準にすると、ほとんどの場合に要件を満たすことになり、円滑な業務執行を妨げる。だから「会社が破綻するような損害が生じる場合のみ」とし、最終的には判決で判断すべきもの、と述べた。これに対して、岩淵弁護団長らが直ちに反論。仮に、回復しがたい損害を「会社を破綻させるような損害」と解釈したとしても、審査中の原発を維持するだけでも数千億円の大きな損害が生じるのであり、それを重大事故が起きる場合に限定する必要はない。また、取締役個人の資産を基準にすべきではないとしても、それと会社の全資産を基準とすることの間には、論理の飛躍があるのではないかと指摘。裁判所はこの2点を踏まえて「さらに検討する」とした。そして3月20日の第13回口頭弁論で、原告弁護団から「第27準備書面—非常用注水設備の耐震重要度分類が最低ランクであること—」「第28準備書面—使用済核燃料プールの安全性」と「第29準備書面—武力攻撃・テロ対策」の計3本の書面を提出。これに加えて原告としての「立証計画の概要」を提示した。これに対して裁判所は、原告立証計画の「回復することができない損害を生じるおそれ」に関する「専門家・学者の意見書」に着目し、早急に意見書を提出するよう求めた。原告弁護団は急いで準備を行うこととした。会社法360条の「回復できない損害」が「会社の全資産(約1.5兆円)をもってしても償えない(原発事故以外に考えられない)ものだけなのか、それとも「原発再稼働の準備のために費やされる何千億円もの『無駄な』費用」も含まれるのか、本裁判の争点を巡って大きな転換点を迎えている。次回第14回口頭弁論期日は2023年5月31日、次々回第15回は9月11日を予定。

■ 宗教者による核燃サイクル訴訟

◇ 係属裁判所：東京地裁

- ◇ 裁判の種類: 民事訴訟
- ◇ 被告: 日本原燃株式会社
- ◇ 提訴日: 2020年3月9日
- ◇ 主な争点: ① 原発は憲法違反である、② プルトニウムを生み出し続ける核燃サイクルは軍事転用の恐れがある、③ 使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは宗教者、信仰者としての倫理性に反する、④ 核燃サイクルは非人間的な被ばく労働を強いる。
- ◇ 経過: 2022年12月20日の第5回口頭弁論期日では、日本基督教団牧師である秋葉正二さんが意見陳述。秋葉さんは「私たちの社会は人間のいのちが等しく大切にされる社会であるべきで、原発は明確な差別の象徴です。」と述べ、「キリスト者として「いのちに対する責任」「正義」「平和」という聖書に根ざした視点

が市民社会の公共的価値に適っていることを改めて思い知らされています。いつ再処理工場を襲うかもしれない災害に、可能な予防措置は運転の停止、ひいては廃止のみです。今は一刻千秋の思いで原発のない社会の実現を待望しています。」と結んだ。また原告準備書面15に基づいて、本裁判の争点、主張立証責任、基準地震動が低水準であることと地域特性の関係、観測記録と基準地震動の対比及び被告主張の留意点についてプレゼンが行われた。2023年3月2日に進行協議が行われたが、次回口頭弁論期日は未定。技術論争に持ち込みたい被告側の思惑と、アンチ技術論争で行こうとする原告側の思惑が齟齬をきたしており、裁判所がそれらを調整した上で公開の口頭弁論期日を閉こうとしている模様。

志賀原発「活断層でない」

規制委、調査団判断覆す

原子規制委員会は3日、北陸電力志賀原発（石川県志賀町の敷地内にある断層について審査会を開き、「活断層ではない」とする北陸電の主張を妥当と判断した。志賀原発は2016年、一部の断層について規制委の有識者調査団が「活動した可能性がある」と判断していたが、その後北陸電からデータの追加提出を受けて規制委が審査していた。今回は当時の判断を覆す内容となり、廃炉の危機にあった志賀原発は一転、再稼働する可能性が出てきた。

北陸電 再稼働の可能性

この日の審査会では、2号機の原子炉建屋の直下を走るS-4断層（なごり）について議論した。津波地震後の定められた原発の新規制基準では「12万、13万年前以降の活動が否定できない断層」を活断層と定義し、その真上に原子炉建屋などの重要施設は設置できない。この日の審査会では、2号機の原子炉建屋の直下を走るS-4断層（なごり）について議論した。津波地震後の定められた原発の新規制基準では「12万、13万年前以降の活動が否定できない断層」を活断層と定義し、その真上に原子炉建屋などの重要施設は設置できない。この日の審査会では、2号機の原子炉建屋の直下を走るS-4断層（なごり）について議論した。津波地震後の定められた原発の新規制基準では「12万、13万年前以降の活動が否定できない断層」を活断層と定義し、その真上に原子炉建屋などの重要施設は設置できない。



敷地内の断層を活断層の疑いがあるとした有識者調査団の判断が覆るのは、東北電力東通原発（青森県）に続いての例目ほかにも、日本原子力発電敦賀原発2号機（福井県）について有識者調査団が「原子炉直下

志賀原発
石川県志賀町（かまち）にある北陸電力で唯一の原子力発電所。1号機（出力54万kw）と2号機（同135・8万kw）の2基がある。1993年に営業運転を開始した1号機は、東京電力福島第1原発と同じ沸騰水型（BWR）の原子炉。2006年に運転開始の2号機は、制御棒の駆動方法を改良した改良型沸騰水型（ABWR）。ともに11年3月から運転停止中。1号機では99年、定期検査中の原子炉で核分裂反応が連続する「臨界」になる事故があったが、これを隠していたことが07年に発覚した。

再稼働に向けた安全審査を申請したが、16年4月に有識者調査団が、2号機と隣接する1号機直下の「S-1断層」について「活動したと断言するのが合理的」として、規制委が受理した。また、2号機の重要施設である冷却水を通す配管直下にある「S-2、S-6断層」についても、「活動した可能性がある」と指摘した。一方、今回は、ボーリング調査を経て、今回、北陸電の主張を覆した。

2023年3月4日付
毎日新聞

【王谷純一、吉田卓也】
大きな一歩
北陸電力の話。この審査結果は、地元の皆さまの安心にもつながるもので、再稼働に向けた審査のステップとして大きな一歩を受け止めていく。

志賀原発 規制委審査

「これまでの判断がひっくり返るとは……」。敷地内に活断層が存在する可能性が指摘され、廃炉の公算が大きともいわれた北陸電力志賀原発(石川県志賀町)について、原子力規制委員会は3日、一転してその可能性を否定した。原発の危険性を訴え、10年以上にわたって裁判で運転差し止めを求めてきた北野進さん(63)は石川県珠洲市は、廃炉回避に道を開く規制委の判断に唇をかんだ。(一面参照)

志賀原発は耐震設計上、安全性が確保されていないなどとして、石川、富山両県の住民ら120人(現在は125人)が2012年6月、北陸電(富山市)を相手取り運転差し止めを求めて金沢地裁に提訴した。北野さんはこの訴訟の原告団長。原発の敷地内断層に

危険性断層以外にも

運転差し止め訴訟原告団長 「防災追及していく」

「これまでの判断がひっくり返るとは……」。敷地内に活断層が存在する可能性が指摘され、廃炉の公算が大きともいわれた北陸電力志賀原発(石川県志賀町)について、原子力規制委員会は3日、一転してその可能性を否定した。原発の危険性を訴え、10年以上にわたって裁判で運転差し止めを求めてきた北野進さん(63)は石川県珠洲市は、廃炉回避に道を開く規制委の判断に唇をかんだ。(一面参照)

志賀原発は耐震設計上、安全性が確保されていないなどとして、石川、富山両県の住民ら120人(現在は125人)が2012年6月、北陸電(富山市)を相手取り運転差し止めを求めて金沢地裁に提訴した。北野さんはこの訴訟の原告団長。原発の敷地内断層に



アンケートの結果を説明する北野進さん—金沢市で1日、阿部弘賢撮影

評価されると、志賀原発の危険性を示す大きな根拠の一つとなるとして、この間の議論を見守ってきた。金沢地裁も規制委の審査を注視しており、その結果は裁判の行方も左右する。今回の規制委の判断について、北野さんは「断層だけが問題ではない。いろいろな角度から危険性を主張していくだけだ」と語る。

原告団を含む5団体は22年11月、石川県が実施した原子力防災訓練に合わせ、志賀原発で重大事故が起きた場合の避難行動について訓練参加者や地元住民にアンケート調査を実施。252人から回答を得た。この結果、原発からの距離に応じて住民を段階的に避難させることを「知らない」と答えた人が過半数(128人)だった。また5、30キロ圏の住民(190人)のうち、屋内避難の指示が出た際に「遠方に逃げずに」自治体の指示に従う」と回答したのは55%(105人)だった。

自治体が作成する住民の避難計画は、その不備を理由に水戸地裁が21年3月、日本原子力発電東海第2原発(茨城県東海村)の運転差し止めを命じるなど、重要視されている。アンケート結果は、志賀原発を巡る計画内容の認知度の低さを示した。北野さんは、差し止め訴訟だけでなく、防災の問題を追及する中で再稼働にプレッシャーをかけていくことはできる。原発の危険性について、地域住民や自治体と共通認識をつくりたい」と力を込めた。

一方、規制委の判断を受け、石川県の馳浩知事は「規制委には引き続き、科学的な根拠に基づき志賀原発2号機が新規規制基準に適合するか、厳正かつ迅速な審査を行っていたきたい」とコメントした。【深尾昭賢、阿部弘賢】

2023年3月4日付
毎日新聞

[Editor's note]

▼私事ですが、昨年(2022年)10月23日発行の本誌(46号)で、編集子の住む住居の裏山の樹木に関する知見を整理するつもりであることをお知らせしました。大雑把な資料ですが『田尻栃谷の樹木誌:2023年2月版』を完成しました。分量は約46,000文字、A4版で44頁です。体裁はスクラム製本(糊付けや線綴じなし)。「里山」「雑木林」「モウソウチク対策」等々に関心がある方、とりわけ実際にそれらのテーマと現場で関わっている方にとっては興味ある内容だと自負しています(既に誤りの指摘がいくつかいただいていますけれど!)。誤り探しも兼ねて読んでみたいという方は無料でお分けします。この件に関する問い合わせは090-6274-1662(小野寺和彦)まで。

たじしとつたん
田尻栃谷 2023年2月版(初版)
北緯36度02'25" 標高25m
東経136度10'16.88" ~132m
★主な内容★

プロlogue(おかげ/年におひき).....3
巻頭解説.....4
1 田尻山系の特徴.....5
(1) 田尻山系の地理的位置と地形.....5
(2) 田尻山系の地質.....6
(3) 田尻山系の気候.....6
2 田尻山の樹木.....7
(1) 田尻山系の樹木の種類.....7
(2) 田尻山系の樹木の生育状況.....7
(3) 田尻山系の樹木の生育環境.....7
(4) 田尻山系の樹木の生育状況.....7
(5) 田尻山系の樹木の生育環境.....7
(6) 田尻山系の樹木の生育状況.....7
(7) 田尻山系の樹木の生育環境.....7
(8) 田尻山系の樹木の生育状況.....7
(9) 田尻山系の樹木の生育環境.....7
3 田尻山の樹木の生育状況.....7
(1) 田尻山系の樹木の生育状況.....7
(2) 田尻山系の樹木の生育環境.....7
(3) 田尻山系の樹木の生育状況.....7
(4) 田尻山系の樹木の生育環境.....7
(5) 田尻山系の樹木の生育状況.....7
(6) 田尻山系の樹木の生育環境.....7
(7) 田尻山系の樹木の生育状況.....7
(8) 田尻山系の樹木の生育環境.....7
(9) 田尻山系の樹木の生育状況.....7
4 エピilogue(おかげ/年におひき).....44